

# 第3章 応急対策

## 第1節 活動体制の確立

市内に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害の規模に応じた対策本部等を設置し、県、消防、警察、近隣市町及び防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

### 第1 市の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

配備体制	適用基準	本部設置	参集する職員
第1配備 (情報収集・準備)	1. 近隣県における原子力発電所等において事故等が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合 2. その他総合政策部長が必要と認めたとき	情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課及び第1配備体制に該当する職員
第2配備 (警戒)	1. 原子力事業者から県に対して原災法第10条第1項に定める通報があった場合(特定事象) 2. その他副市長が必要と認めた場合	災害警戒本部	危機管理課及び第2配備体制に該当する職員
第3配備 (災害対応)	1. 原子力事業者から県に対して原災法第15条第1項に定める通報があった場合(原子力緊急事態) 2. 大規模な災害が発生するおそれがある場合 3. 大規模な災害が発生した場合または大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合 4. 市長が必要と認めた場合	災害対策本部	災害対策本部に關係する職員全員

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

#### 〈資料編3-1 配備体制〉

※特定事象 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準又は施設の異常事態のこと

- ①原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により  $5 \mu\text{Sv/h}$  以上の放射線量を検出した場合
- ②原子力事業所の排気筒や排水口などで  $5 \mu\text{Sv/h}$  相当の放射性物質を検出した場合
- ③管理区域(※)以外の場所で、 $50 \mu\text{Sv/h}$  以上の放射線量又は  $5 \mu\text{Sv/h}$  相当の放射性物質を検出した場合

(※管理区域：原子力発電所や核燃料などを扱う施設において被ばくのおそれがある区域で、業務従事者の被ばくを適切に管理すべき区域)

- ④運搬に使用する容器から1 m離れた地点で100  $\mu$  Sv/h以上の放射線量を検出した場合
- ⑤臨界事故の発生のおそれがある場合
- ⑥原子炉の運転中に原子炉冷却材の喪失が発生した場合 等

## 第2 第1 配備体制

市（総合政策部）は、近隣県における原子力発電所等において事故等が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、第1 配備体制をとる。総合政策部危機管理課防災係職員及び第1 配備体制に該当する職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
  - ア 被害が発生した日時、場所
  - イ 被害の概要
  - ウ 被害に対してとられた措置
  - エ その他必要な事項
- (3) 必要に応じて関係部局等への通報
- (4) 必要に応じて市長等への報告
- (5) 災害応急対策(小規模)

## 第3 災害警戒本部の設置（第2 配備体制）

市（総合政策部）は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

### 1 災害警戒本部の設置、解散の時期

#### (1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合に災害警戒本部を設置する。

- ア 原子力事業者から県に対して原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
- イ 県からの緊急時の通報を受け、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5  $\mu$  Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- エ その他副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

#### (2) 設置場所

災害警戒本部は、大田原市役所本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部を設置することができない場合は、副市長の指定する場所に設置する。

#### (3) 解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

## 2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

## 3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、原則として大田原市災害警戒本部設置要綱の定めるところによる。

〈資料編3-2 大田原市災害警戒本部設置要綱〉

## 4 代決者

本部長（副市長）不在時等の意思決定は、副本部長（総合政策部長）が行う。

## 第4 災害対策本部の設置（第3 配備体制）

### 1 災害対策本部の設置、解散の時期

市（総合政策部）は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第23条の2の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

#### (1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 原子力事業者から県に対して原災法第15条1項に定める通報があったとき。
- イ 知事からの緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で5  $\mu$  Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき（2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る）。
- エ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
- オ その他市長が必要と認めたとき。

#### (2) 設置場所

災害対策本部は、大田原市役所本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合は、市長の指定する場所に設置する。

#### (3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続する。

#### (4) 解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- イ 原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと本部長が認めたとき。

## 2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- (1) 栃木県県民生活部消防防災課
- (2) 陸上自衛隊第12特科隊
- (3) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (4) その他の関係機関

## 3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱の定めるところによる。

〈資料編3-3 大田原市災害対策本部条例〉

〈資料編3-4 大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱〉

## 4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関すること
- (2) 災害応急対策の実施、調整に関すること
- (3) 本部の活動体制に関すること
- (4) 県、他の市町への応援要請に関すること
- (5) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること
- (6) 応援に関すること
- (7) 災害広報に関すること
- (8) 災害対策本部の解散に関すること
- (9) その他重要な事項に関すること

## 5 代決者

本部長（市長）不在時等の意思決定は副本部長（両副市長）が行う。

## 6 災害対策本部職員の証票等

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

〈資料編3-5 災害対策本部職員の証票等〉

## 第5 専門家等への支援の要請

### 1 専門家に対する支援要請

市（総合政策部）は、特定事象の発生等に伴う影響の把握や、原子力災害に関する応急対策の検討及び実施に当たり、必要に応じて、県を通じて原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を要請する。

### 2 県に対する支援要請

市（総合政策部）は、災害応急対策又は災害後の対策について必要と認めるときは、知事に対し職員の派遣を要請し、又は関係機関等の職員の派遣について支援を求める。

また、県に対して避難勧告、応急救助等の各種対策の意思決定に資する情報提供及び助言のほか、対策の実施に必要な物資、資機材、施設等の提供など、必要な支援を要請する。

### 3 国際医療福祉大学に対する支援要請

市（総合政策部）は、放射性物質による汚染対策や放射線に関する専門的な知識等について、必要に応じて、国際医療福祉大学に対してアドバイスや研修実施等の支援を要請する。

## 第6 防災業務関係者の安全確保

### 1 防護対策

市（総合政策部）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材等の整備等必要な措置をとるとともに、消防本部その他防災関係機関に対して防災資材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

### 2 防災業務関係者の被ばく線量管理

市（各部）は、原子力災害対応における防災業務関係者の安全を確保するため、次により被ばく線量管理を徹底する。

(1) 防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100 mSvかつ1年間につき50 mSvを上限とする。

イ 救命救助等の場合は、実効線量で100 mSvを上限とする。

ウ 女性職員に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

(2) 市（各部）は、県及び関係機関等との緊密な連携のもと、被ばく線量管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

(3) 市（各部）は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、県及び原子力業者と相互に緊密な情報交換を行う。

## 第2節 情報の収集・連絡活動

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、県や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、関係機関等に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

### 第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。また、県は、近隣県で特定事象が発生した場合、原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けることとなっているため、市（総合政策部）はこれらの情報を迅速に収集するとともに、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他市内への影響の把握に努める。

### 第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

また、県は、近隣県で特定事象が発生した場合、原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けることとなっているため、市（総合政策部）はこれらの情報を迅速に収集するとともに、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他市内への影響の把握に努める。

### 第3 応急対策活動情報の連絡

#### 1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされていることから、市（総合政策部）は県と連携を密にし、関係情報を収集して対応に備える。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

#### 2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

##### (1) 要員の確保

市（総合政策部）は、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡

に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集等

市（総合政策部）は、県及び原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、国、近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策について活用する。

#### 第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市（総合政策部）は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

## 第3節 市民等への情報伝達

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大を抑えるため、市民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

### 第1 市民等への情報伝達活動

#### 1 市民等に対する情報伝達

- (1) 市（総合政策部）は、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努めるため、収集した情報を次の手段等により広く迅速に市民等に対して確実に伝達する。
  - ア 防災行政無線による伝達
  - イ サイレン等の使用による伝達
  - ウ 消防車(消防団)・市広報車の使用による伝達
  - エ よいちメールによる伝達
  - オ 大田原市ホームページによる伝達
  - カ 市公式SNSによる伝達
- (2) 市（総合政策部）は、県が持つ情報を栃木県防災行政ネットワークにより収集し、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。
- (3) 市（総合政策部）は、市民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県及び市が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項について、県及び防災関係機関と連携しながら的確に伝える。また、庁内において情報の一元化を図り、常に最新の情報の共有に努める。

#### 2 情報伝達の内容等

##### (1) 情報伝達に当たっての留意事項

市（総合政策部）は、市民等への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

##### (2) 要配慮者への配慮

市（総合政策部・保健福祉部）は、市民への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮する。

##### (3) 情報伝達内容

市（総合政策部）は、災害発生時の情報伝達に当たっては、次の事項に留意し伝達する。

- ア 事故・災害等の概況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための市民等に対する呼びかけ
- エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

##### (4) 広報内容の確認



市（総合政策部）は、災害発生時の情報伝達に当たっては、次の事項を確認し伝達する。

ア 伝達する情報については、県や関係機関と十分に内容を確認し広報活動を行う。

イ 発表内容や時期については、県、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

#### （5）誤情報の拡散への対処

市（総合政策部）は、県、関係機関等と情報交換を行い、公式見解をいち早く発表し、市民等の中に拡散する誤情報の抑制に努める。

## 第2 市民等からの問い合わせに対する対応

### 1 相談窓口の設置

市（総合政策部）は、県と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応するための窓口を開設し、必要な要員を配置する。

また、相談窓口の開設に当たっては、各部との情報の共有化を図り、ワンストップサービスの充実に努める。

### 2 情報の収集・整理

市（総合政策部）は、市民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

## 第4節 屋内退避・避難誘導等

原子力災害発生時には、原災法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、県と協力して屋内退避又は避難等の措置を講じる。

### 第1 避難等措置の実施主体

避難等の措置は、県が主体となって実施するが、市（総合政策部）は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、市民等が動揺・混乱しないよう、速やかに指示できるよう努める。

### 第2 屋内退避、避難等の実施

#### 1 市民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市（総合政策部）は、県と連携を図り、市民等に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者及び一時滞在者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

#### 2 避難誘導等

- (1) 県は原子力災害発生時において、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長指示、その他住民の安全のために必要と認めた場合は、市に対して、市民の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告若しくは指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施することとなる。
- (2) 市（総合政策部）はこれらの対策の実施に合わせ、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、市民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。
- (3) 市（総合政策部）は、警察署、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

#### 3 避難状況の確認

市（総合政策部）は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県、警察署、消防署、消防団等と協力し、市民等の避難状況等を的確に把握する。

### 第3 安定ヨウ素剤の配布等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、市（総合政策部・保健福祉部）は、国、県及び関係機関と連携して対応する。

## 第4 避難所等の開設、運営

### 1 避難所の開設

市（総合政策部・保健福祉部・教育委員会教育部）は、原子力災害発生時において、市民等に対して避難の勧告又は指示をした場合、避難所及び福祉避難所を開設し、県の協力を得て、市民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

### 2 避難所の管理・運営

(1) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、避難者、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2) 市（総合政策部）は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておく。

(3) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、避難所の運営にあたっては、避難者に対する情報の提供に努める。

また、避難行動要支援者等の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障害者への情報伝達手段に配慮する。

(4) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、避難所の衛生状態を常に良好に保つよう努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談、メンタルヘルスケア等を実施する。

(5) 市（総合政策部）は、警察と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。

(6) 市（保健福祉部）は、避難者等の実態把握と保護にあたるものとし、常に災害対策本部への情報連絡を行う。

(7) 市（保健福祉部）は、避難所の運営にあたり次の記録をとる。

- ア 避難者名簿の作成
- イ 避難の状況
- ウ 転出先の把握
- エ 食料・物資の配給状況

(8) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点を取り入れた避難所の運営管理に十分に留意する。

〈資料編2-17 避難場所一覧〉

### 3 飲食物、生活必需品等の供給

市（総合政策部・保健福祉部・産業振興部）は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足する場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

また、市（建設水道部）は水道水の安全性を確認した上で、避難所における給水活動を実施する。

## 第5 県外からの避難者の受入

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本市に避難することが予想される。

東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県外広域避難について、UPZ圏内にある常陸大宮市と大田原市を含む県北東部7市町で協定が締結されている。

市（総合政策部）は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。

## 第6 要配慮者等への配慮

市（総合政策部・保健福祉部）は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、市（保健福祉部）は、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

## 第5節 モニタリング活動

県は、緊急時において国と連携しながら、モニタリング計画等に基づき、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握することとなっているため、市（総合政策部）は県と緊密な連携を図り、情報を市民等に対して公表する。

### 第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県は、県内における影響を把握するため、モニタリングポストの監視を強化し、市町と連絡を密にしながら、情報の交換、結果の取りまとめを行い、県民に対して広く公表することとなるため、市（総合政策部）は県と連絡を密にしながら、情報を迅速に収集し、市民等に広く公表するよう努める。

### 第2 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県は、県内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果のとりまとめるとともに、関係市町等に必要に応じ連絡することとなるため、市（総合政策部）は、県と連絡を密にしながら、モニタリング結果等を迅速に収集し、市民等に広く公表するよう努める。

### 第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

県は、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、環境モニタリング等を行い、実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて、市町、関係機関等に連絡することとなるため、市（総合政策部）は県と連携を密にし、モニタリング等の実施により得られた結果等の情報を迅速に収集し、市民等に広く公表する。

## 第6節 医療活動等

原子力災害発生時において、県及び医療機関と連携して、市民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、市民等の心身の健康を確保する。

### 第1 市民等を対象とする健康相談等の実施

市（保健福祉部）は、県と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

#### 【人のスクリーニング等の基準と措置の概要】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施し、基準を超える際は迅速に簡易除染を実施
		$\beta$ 線：13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	

### 第2 相談窓口の設置

市（保健福祉部）は、県と連携し、県有施設及び市有施設において、市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

### 第3 被災者を対象とする医療活動の実施

#### 1 緊急被ばく医療チーム派遣の要請

市（総合政策部・保健福祉部）は、医療行為が必要な被災者がある場合は、医療機関に協力を要請し、これに協力する。また、特に必要な場合は、県に緊急被ばく医療チームの派遣を要請する。

#### 2 医療救護活動

市（総合政策部・保健福祉部）は県及び医療機関等に協力し、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、被災者等を対象とした汚染検査、医療救護及び健康管理等の所要の措置に協力する。

また、医療救護所で対応できない場合は、搬送機関と連携し、医療関係等へ搬送する。なお、この場合において道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

## 第 7 節 農林畜水産物・加工食品等の安全性の確保

農林畜水産物や加工食品等の安全性を把握するため、県と協力して放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、市民等に対して広く周知する。

### 第 1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、市（総合政策部・産業振興部）は、県と連携して、農林畜水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、モニタリング実施計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。

また飲食物の摂取制限の実施に当たっては、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。

このため、当該地域における飲食物中の放射性核種濃度の測定については、県は国から示される検査計画等のガイドラインに基づき、検査計画を策定して実施するとともに、O I L に基づく飲食物摂取制限を行い、住民等へ周知する。

なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

#### ■ 食品中の放射性物質の基準値等

##### 飲食物接種制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	$0.5 \mu\text{Sv/h}$ (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるも
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	

食物の摂取を制限する際の基準	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	のにつき摂取制限を迅速に実施
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

食品中の放射性物質の基準値

対象	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

(平成24(2012)年3月15日厚生労働省通知より)

※ 東京電力福島第一原子力発電所の事故後、厚生労働省では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、原子力災害対策本部の決定に基づき、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置をとってきた。暫定基準値を下回っている食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保するために、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な観点から新たな基準を設定した(平成24(2012)年4月1日から施行)。

## 第2 食品等の出荷自粛要請及び解除

市(総合政策部・産業振興部)は、県によるモニタリング検査等の結果、国が定める基準値を超過した情報を得たときは、速やかに関係団体を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、市ホームページへの掲載や、報道機関等による報道要請など、様々な手段を使って市民等に対し広く周知する。

また、市(産業振興部)は、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、県と連携して関係団体を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除することとなるため、市(総合政策部・産業振興部)は、県と情報交換を密にし、生産者及び市民等へも広く周知する。

## 第3 飲料水の安全対策の実施

市(建設水道部)は、独自の調査及び県が実施するモニタリングの結果や国の指導・助言、指示に基づき、水道水について国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

また、水道水の安全対策のため、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標や原子力発電所等の事故状況に関する情報を収集するよう努める。

なお、市(総合政策部)は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等を推進する。



#### 第4 食品等の供給

市（総合政策部・保健福祉部・産業振興部・建設水道部・教育委員会教育部）は、県からの食品等の摂取制限等の措置の指示を受けた場合は、大田原市地域防災計画（水害・台風、竜巻等風害対策編）第3章第11節に準じた食品等の調達及び供給活動を実施するなど、市民等への応急措置を講じる。

## 第 8 節 児童生徒の安全対策

原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の生命、安全確保や応急時の教育の実施のため、市及び県の教育委員会は必要な措置を講じる。

### 第 1 児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

市（教育委員会教育部）は、県や関係機関と連携して、学校等に対し、生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、医療機関の協力を得て、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるような体制の整備に努める。

## 第9節 緊急輸送活動

原子力災害発生時における応急対策に必要な人員、緊急物資などを確実に輸送するため、市、県、警察署、防災関係機関は連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

### 第1 緊急輸送活動

#### 1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ・医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ・災害時要援護者を中心とした避難者等
- ・コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ・食料等生命の維持に必要な物資
- ・その他緊急に輸送を必要とするもの

#### 2 緊急輸送体制の確立

市（総合政策部・市民生活部）は、次により災害時の緊急輸送体制を確立する。

- (1) 関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 緊急輸送に係る人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町に支援を要請する。

### 第2 緊急輸送のための交通確保

#### 1 交通状況の把握

市（総合政策部・市民生活部）は警察署及び関係機関等からの情報をもとに、災害発生時の交通状況を迅速に把握し、緊急輸送が円滑に実施できるよう努める。

#### 2 原子力緊急事態宣言の通報直後の交通規制

市（総合政策部・市民生活部）は、原子力緊急事態宣言の通報直後に県警察が実施する区間の指定や車両の規制などの広域交通管制に協力して、緊急交通路を確保する。

#### 3 交通情報の提供

市（総合政策部・市民生活部）は、災害発生時の緊急交通路を確保するほか、う回誘導等のため、県及び警察署から情報を収集し、緊急交通路の指定等について周知徹底を図るとともに、交通情報を提供する。

#### 4 緊急通行車両の確認

市（総合政策部・市民生活部）は、あらかじめ緊急通行車両を使用する者から必要事項の届出を受け、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図り、迅速かつ

円滑な緊急通行車両等の確認に努める。